

西原町公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人募集に係る質問及び回答一覧（西原南幼稚園分）

西 原 町
令和5年1月23日

【受付期間】 令和5年1月17日（火）17時00分まで

【受付件数】 5件

No	受付日	質問			回答（町の考え方）
		箇所	項目等	内容	
1	令和5年 1月17日	運営条件 3ページ	3 設備の貸付等 (4) 公の施設の使用許可	<p>現在幼稚園職員の駐車場に関して小学校の敷地（駐車場）を利用しているとお聞きしました。法人化においても小学校の駐車場を使用可能となりますでしょうか。</p> <p>不可の場合、用地取得・整備に要する期間の使用は許可できるでしょうか。</p>	<p>今回の移行は、純粋な法人化ではなく、「公私連携施設への移行」となりますので、町としても資産等の貸与や教育・保育計画に関する継承・連携などにおいて、これまでの施設利用環境が大きく変更とならないよう、様々な事項について調整・協力を行っていく予定としております。</p> <p>一方、ご質問の職員駐車場の利用に関しましては、移行に伴い配置される職員数の増加が想定されることや西原南小学校の教室数が不足している状況などを踏まえ、小学校や教育委員会との調整を経て対応を決定することとなりますので、現時点では継続利用の可否についてお示しできかねます。</p> <p>また、後段のご質問（利用不可の場合の対応）につきましても同様となります。</p>
2	令和5年 1月17日	運営条件 5ページ	6 教育内容の継承等 (2) 町立幼稚園教育の継承	<p>「町の指定する職員の支援及び助言を受け」とありますが現時点で当職員は在籍しておりますでしょうか。また在籍する課などについてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>ご質問の職員につきましては、「西原南幼稚園に配置されている職員」及び「幼児教育保育指導主査」（教育総務課配置）による支援及び助言を想定しております。</p>
3	令和5年 1月17日	運営条件 6ページ	7 園の運営 (3) 食事等 ② 給食等の提供 キ	<p>給食等の提供方法について、ケイタリングの利用も可能でしょうか。</p>	<p>給食の提供につきましては、3歳児以上の受入園となることから「外部搬入による提供」を選択することが可能となっております。</p> <p>なお、外部搬入による提供を行う場合は、関係法令、各種基準等の遵守・徹底をお願いいたします。</p>
4	令和5年 1月17日	運営条件 2ページ	3 設備の貸付等	<p>老朽化が進んだ部分への修繕に対し、町での費用負担は可能でしょうか。</p>	<p>施設等につきましては、現状有姿のまま貸与していくことを想定しておりますので、現時点で町の費用負担による修繕を行う予定はありません。</p> <p>また、移行後の対応につきましても、運営条件に記載のとおり、「移行財産の維持管理・修繕・工事等については、公私連携法人が、事前に町の許可を得た上で、公私連携法人の負担において実施すること」を予定しております。</p>
5	令和5年 1月17日	募集要項 2ページ	2 移行対象施設	<p>園児数に関して、定員100名に対し現在は35名ですが、前年度の園児数、次年度の園児数（見込み）は何名でしょうか。</p>	<p>前年度4月1日時点の在園児数につきましては、4歳児1クラス（13名）、5歳児2クラス（35名）となっております。</p> <p>なお、これまでの西原南幼稚園の利用形態としまして、隣接する西原南小学校の校区外から入園する園児が多かったこともあり、次年度以降の利用人数について詳細な見込みは行っておりませんが、3歳児クラスの創設を想定していることから、現在より利用人数は増加するものと考えております。</p> <p>【参考情報】 西原南小学校区内の学齢人口（令和4年3月31日時点住民基本台帳引用） 3歳児28名、4歳児24名、5歳児31名</p>